

## 2 自立活動など特別の教育課程が編成できる 学びの場について検討しましょう

### ステップ4 (校内委員会を中心に検討)

通級による指導の利用について検討しましょう。

通級による指導では、週に1～3時間程度、特別の指導の場で、自立活動の指導を行います。自立活動の指導とは、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動です。

- 「各教科の遅れを補充するための指導」ではありません。
- 自立活動の内容として6区分27項目が設定されています。(資料⑪⑫)



□ 通級による指導の利用が望ましいと考えられる場合には、どのような自立活動の内容や取組等が必要になるか検討しましょう。(資料⑪⑫)



□ 自校の通級指導教室を確認しましょう。ない場合は、他校の通級指導教室について確認しましょう。(巡回型の通級による指導を実施しているケースもあります。)

□ 十分な効果が見られない

□ 効果がある

支援の継続

### ステップ5 (校内委員会を中心に検討)

特別支援学級の入級について検討しましょう。

特別支援学級は、通常の学級における指導では十分な成果をあげることが困難であり、自立活動の指導が必要な児童生徒が在籍します。特別支援学級では、原則として、週の授業時数の半分以上を目安として、特別支援学級において、児童生徒一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行います。

知的障害特別支援学級

- 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通や社会生活への適応等が困難な状態にある児童生徒が対象です。

自閉症・情緒障害特別支援学級

- 他人と意思疎通及び対人関係の形成が困難な状態にある児童生徒が対象です。

□ 「障害のある子供の教育支援の手引」(文部科学省), 「就学相談・支援の手引」(県教育委員会)を参考にしましょう。



## 学びの場の変更に係る 「段階的な検討のプロセス」の手引

～ 校内支援体制の更なる充実に向けて ～

【リーフレット版】

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、まずは、通常の学級の中でできる支援(ステップ1～3)を行います。その上で、自立活動など特別の教育課程が編成できる通級による指導(ステップ4)や特別支援学級(ステップ5)の必要性など、学びの場の変更について検討するという「段階的な検討のプロセス」を踏まえることが大切です。



通常の学級

ステップ1～3



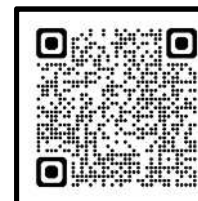
通級による指導

ステップ4



特別支援学級

ステップ5



鹿児島県教育委員会 段階的な検討のプロセス



※ このリーフレットに掲載している手引の内容や資料は、こちらからダウンロードできます。

令和7年3月

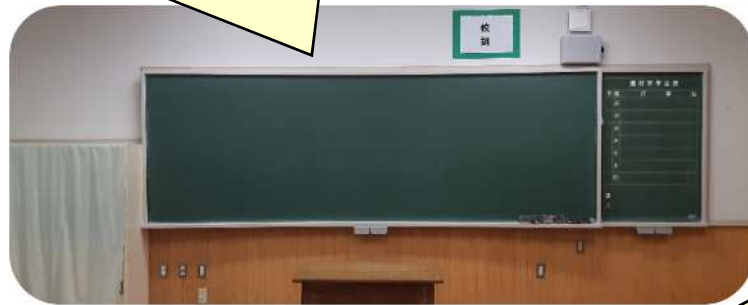
鹿児島県教育委員会

# Ⅰ 通常の学級でできる支援を確認しましょう

## ステップ1 (担任を中心に検討)

“分かりやすい授業”のポイントを押さえているか確認しましょう。

- 黒板周りの掲示物を精選しているか確認しましょう。注意集中が持続しやすくなります。



| 節 | 項           | 時数 |
|---|-------------|----|
| 1 | 箱ひげ図        | 1  |
| 2 | データの傾向の読み取り | 3  |
| 3 | データの活用      | 2  |
| 4 | データのまとめ     | 1  |
| 5 | データのまとめ     | 1  |

- 見通しがもてるように、活動の順番を伝えましょう。今することが明確に分かると取り組みやすくなります。

| 順 | 学習活動 | 目安時間 |
|---|------|------|
| 1 | 復習   | 8:35 |
| 2 | 学習課題 | 8:40 |
| 3 | 例題   | 8:45 |
| 4 | 練習問題 | 8:55 |
| 5 | 小テスト | 9:10 |
| 6 | まとめ  | 9:15 |
| 7 | 振り返り | 9:20 |

- 指示等を視覚的に提示しているか確認しましょう。



- 体を動かす場面を意図的に設定しましょう。移動したり立ったりする活動を入れると集中力もアップします。グループ活動や発表等も効果的です。



- 板書を書き写す時間と、話を聞く時間を分けているか確認しましょう。書く活動、聞く活動にじっくり取り組みます。
  - 称賛する場面を設定しているか確認しましょう。友達や先生からの称賛で学習意欲もアップします。
- ※ 「授業におけるUDチェックリスト」(資料①)や新学年別知能検査(教研式サポート)の「新学年別知能検査の分析と活用」(資料②③)を活用しましょう。

□ 十分な効果が  
見られない

□ 効果がある

支援の継続

## ステップ2 (担任・校内委員会を中心に検討)

個別の配慮(合理的配慮を含む)を検討しましょう。

例えば・・・



- 板書を書き写すことが難しい場合は、タブレット端末で撮影することを検討しましょう。

- 文章(本や教科書の文字)を読むことが難しい場合は、文節ごとにスラッシュを入れたり、振り仮名を付けたりすることを検討しましょう。(スラッシュを入れた例)

枕草子 / 清少納言  
「枕草子」は、平安時代に清少納言によって書かれた、

- 合理的配慮については、資料⑥⑦を参照してください。
- 学習指導要領解説「指導計画の作成と内容の取扱い」に示されている事項をまとめた、「児童生徒の障害の状態に応じた指導の工夫」を参考にしましょう。(資料④)  
「【困難さ】→【指導上の工夫の意図】→【手立て】」が記載されています。
- 個別の指導計画を作成しましょう。
- 校内委員会で、現在配置されている特別支援教育支援員の活用について検討しましょう。

□ 十分な効果が  
見られない

□ 効果がある

支援の継続

## ステップ3 (校内委員会を中心に検討)

学校外の専門家等に相談しましょう。



巡回相談

- 学校外の専門家等に相談する際は、担任のみの判断ではなく、校内委員会で検討し、管理職の了承を得ましょう。



校内委員会

- 特別支援学校の巡回相談を活用し、授業の様子をみてもらい、相談したり助言をもらったりしましょう。

- 児童生徒の状態等によっては、保護者と話し合い、学校医や地域の医療機関、福祉機関等への相談を検討しましょう。

□ 十分な効果が  
見られない

□ 効果がある

支援の継続